

## 務文教常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和4年10月11日(火)午後1時25分～午後4時48分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 高山敏也委員長、山宮敏夫副委員長、金子浩隆、青木一郎、戸部 博、小野塚正樹、星野佐善太 各委員
- 4 事務局 田村次長兼庶務係長
- 5 当 局 北澤教育部長、横山教育総務課長、角田学校教育課長、角田文化財保護課長、鶴淵スポーツ振興課長  
安藤総務部長、織田澤総務課長、生方職員課長、地野地域安全課長、星野企画政策課長、村田財政課長、関契約検査課長、星野利根支所長

6 傍聴者 なし

7 会議概要

(1) 開 会 (司会：田村)

(2) 委員長あいさつ (高山委員長)

忙しい中ご参集いただき、感謝申し上げます。

大分冷え込んできて、ネクタイを締めている方も見られるようになってきており、いよいよ秋真ただ中というところに来た。

皆さん結構忙しいということであるので、スピーディーに進行していきたいと思うので、よろしく願いしたい。

(3) 議 事 (進行：高山委員長)

ア 教育部各課の所管・調査事項報告

①学校教育課

委員長：各部の所管事項報告に入る。

今回は、教育部から報告を求めたいと思う。

最初に、学校教育課長、お願いします。

学校教育課長：学校教育課の調査事項についてご報告する。

1ページをご覧いただきたい。

まず、調査事項1、沼田小学校における事故のその後の経過についてであるが、口頭で2点ご報告する。

1点目は、安全な理科実験のための職員研修会についてご報告する。

8月19日金曜日に、「安心・安全な理科の観察、実験に関する研修会」をオンラインで行い、参加人数は小中学校合わせて140名と多くの先生方が参加した。

2点目は、入院していた児童の8月20日土曜日、退院後の状況についてご報告する。

1人1台学習者用コンピュータを活用し、児童の体調を見ながらオンラインで授業に参加できるような体制を取るとともに、担任と連絡を取り合い、学習面や生活面の相談に応じられるようにしている。

現在は2週間置きの通院となり、10月に入ってから体調を見ながら学校に登校できるようになり、授業に参加している。

次に、調査事項2、小中学校における図書室の利用状況についてであるが、2ページの資料1をご覧いただきたい。

まず、1、小中学校における図書室利用状況についてであるが、こちらの表にあるように、平均貸出冊数は、平均すると約5冊から約9冊で、学年が上がるにつれて減少する傾向がうかがえる。

次に、2の教科等における図書室利用状況についてであるが、表にあるとおり、国語科をはじめ、多くの教科で幅広く利用され、特に調べ活動や体験活動と関連させて利用されている。

次に、調査事項の3、小中学校の読書推進のための取組状況についてであるが、こちらは資料1の3をご覧ください。

図書委員会の児童生徒を中心に、子供たちのアイデアを生かしながら、各学校で様々な工夫をしている。読み聞かせなど、地域ボランティアの方にご協力いただいたり、家庭で親子読書など、保護者の方のご協力をいただいたりするなど、学校だけでなく、家庭や地域と連携して取り組んでいる。

また、多くの学校では2学期に強化週間などに取り組んでおり、この表にあるとおり、2学期以降の読書活動の充実が期待できる。

2ページの4の、沼田市独自施策と参考資料として、別紙に添付したものであるが、別紙の1、3・4ページに係るものは、本市の独自施策、「家族で本を読みましょう」のリーフレットである。また、5ページは令和4年度に表彰された沼田東小学校の取組事例である。

市内各学校の好事例などを紹介しながら、引き続き読書活動の推進に努めてまいる。

最後に、調査事項の4、ヤングケアラーの実態調査に係る全項目のアンケート結果についてであるが、6ページの資料2をご覧ください。こちらの方が児童生徒用のアンケート結果である。

1は基本情報として、学校名、学年、性別を回答させた。

2の学校生活と3の家庭生活については、「ふだんの学校生活であてはまるもの」と「家族の中でお世話をしているもの」で当てはまる番号を全て選択させた。

そして、8ページにある、4のヤングケアラーについてということで、ヤングケアラーの意味を示した後で、自分が該当するかどうかなどを質問し、回答してもらった。

それぞれの質問の回答人数と割合は、それぞれの質問項目の下の表のとおりとなっている。

学校教育課からの報告は、以上である。よろしく願います。

委員長：詳細な資料添付、感謝する。

それでは、質疑に入る。

4項目にわたる報告があったので、まず1と、2、3は関連するので2と3は一緒にして、あと4と質疑を受ける。

まず、沼田小学校における事故のその後の経過について報告があったが、質疑を受けたいと思う。

金子委員。

金子委員：10月から登校されているということで、良かったな、と思っているが、けがに対する補償、賠償というのか、そちらの方がどうなっているのかが1点目。

2点目として、実験で大きな事故を起こしてしまった教員は今はどうしているのかお伺いしたいと思う。

学校教育課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

まず1点目の補償、賠償等についての動きであるが、現在けがをされた保護者の方等に色々な書類を出していただき、それが整い次第、スポーツ振興センターであるとか、色々な補償について順次その手続きを進めているところである。

2点目の、この事故を起こしてしまった教員の現在の状況ということであるが、

沼田市教育研究所の方で研修をしているので、現在も研修中ということである。  
金子委員：1点目であるが、書類が整い次第ということであるが、ご父兄の方は協力的にこれをしていただいているのか。それと、スポーツ振興センターとおっしゃったか、どういった手続きを取るとされているのか、詳しく教えていただければと思う。

それと2点目であるが、沼田市教育研究所で研修中ということで、当該教員は確か60歳を過ぎていたと思うのであるが、再任用という形だったと思うが、その方が今研修をされて、これでまた教壇に立たれるという予定でいるのかどうか、どういう研修を行っていらっしゃるのかお伺いしたいと思う。

学校教育課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

今の補償等の手続きについてであるが、けがをされた児童の保護者の方が協力的であり、書類等に記入する等について、ご理解のうえご協力いただいている。保険の具体的な中身というところであるが、医療費の3割が自己負担であり、その残りが例えば保険の負担というところの部分という手続きの中で、保護者の方の負担にならないような形でやるということになっているので、その詳しいことについてはこの場ではなかなか資料がなくてお答えできないのであるが、保護者の方が医療費を払わなくても済むような形で手続きを取っているところである。本来であれば3割は自己負担で、残りが保険負担であるが、保護者の方の自費負担にならないような形で手続きを進めているところである。

2点目の当該教員の研修であるが、こちらの方は教育研究所の所長の指導のもと、具体的にはいろいろな日によってやるべきことは決まっているのであるが、多くは教材の記録となるようなものを今までの経験等を踏まえて、各教科の実践の記録を調べたり残したりしているということ、そのような研修をしているということ、理科に限らず、今までの経験の中でいろいろな教科の実践をまとめているところの研修が中心となるかと思う。

(「警察の捜査の進捗については」の声あり)

警察の捜査の進捗については、なかなかこの場では申し上げられない。捜査の進捗状況によって、警察の方もまだ現在進行中であるので、色々な結果によってはその後の対応が決まってくるのだと思うが、現状ではまだはっきりとはここで申し上げられないと思う。

金子委員：非常に大きな問題で、警察が捜査中だということは一番最初に報告すべきことではないのか。もう10月から登校している、8月に退院した、全てがうまくいっている、そして事故、事件を起こした教員は今研修中であると。何か全然実態を報告していない。警察が捜査中であるというのが一番問題であり、やはり過失、過失である。事故というより事件に近いようなものであり、その点で保護者の方が本当に納得しているのか、同意されているのか、もう事故が起きてしまった後は補償をきちっとしてくれ、ということなのか、そういった諸々をきちっと書類を揃えてこの委員会で報告しなければ、違う場で報告するところはないと思うので、是非次回またお願いしたいと思う。

スポーツ振興センターでスポーツに関する保険を子供たちが掛けている、それを使うのだと、そのようなことで良いのか。これだけの事故を起こしておいて。まあ3割負担が保護者に行かないようにと、これは当然の話であり、これは本当に市が税金をもって償わなければならないことと私は思っているし、子供の将来を台無しにしたのである。その重みを学校教育課長、学校教育課がこれを全て窓口として請け負っているわけである。他の総務課であるとかそういったところが

絡んでいるわけではないと思う。よって、そういった本当に重い事故を起こしてしまったのだという思いをもう一度持っていただき、教育部長をはじめ、学校教育課全体でこの問題を真剣に取り組んでいただかないと。

それから、警察の捜査中だから言えないというのはよく聞く文句であるが、その中でも報告すべきことはきちんと報告願う。

教員が研修中とのことについても、捜査中であつたら自宅待機するくらいのことをしていただかないと。のうのうと研修をされていたのでは困る。あのような事故を起こしておいて。素人でもあのようなばかなことはやらない。60何歳とかになるまで教員をやってきた人であろう。それで今までの実績を取りまとめているとは、もう怒りに震える思いである。もう一度答弁できることがあつたらお願いします。

教育部長：私の方からよろしいか。

委員長：はい、教育部長。

教育部長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

まず最初の、交渉の関係のところであるが、ちょっと学校教育課の方が言葉足らずで大変申し訳なかったのであるが、先ほどご説明申し上げたのは、委員がおっしゃるとおり、スポーツ振興センターの関係であるが、実はそのほかに市の方が掛けている損保ジャパンという保険会社の方を通じて補償が出る保険があり、そちらの方の手続きが非常に大きなウェイトを占めており、そちらについては保護者の方への休業補償であるとか、そういった部分のお支払いも可能なものとなっており、そちらについて手続きを進めている。

書類の作成に当たっては、保護者の方の負担を軽減するべく、学校教育課の担当2名がご自宅の方に頻繁にお伺いをし、書類の作成のお手伝いから確認等まで全て丁寧に対応しており、保護者の方にもご協力をいただく中で、非常に関係性も良くなっているので、協力的な態度で応じていただいているところである。

その後のいわゆる賠償の部分については、今回のけががやけどということで、やけどの場合はある程度症状の固定という段階にならないと示談交渉に入れない状況にある。保険で賄える金銭的補償がなるべく早くできるよう手続きを進めているところである。

教員については、研修ということで永きにわたって培ってきた知識をこの際後進に繋げるべく整理していただくということで、研修という名ではあるが、ある意味書類整理的なことをしていただいているというような状況である。

真剣に取り組め、というご発言をいただいたのであるが、説明の方が不十分でそういった認識をお持ちになってしまったのだと思うが、担当者をはじめ保護者の方に、丁寧に丁寧に毎日のようにお伺いをし対応しているし、いろいろな要望があれば可能な限り応えているので、引き続き真摯に取り組んでまいりたいと思う。よろしく願います。

星野委員：今回は本当に気の毒なことであるが、問題は本人に後遺症が残るかどうかである。後遺症が残らないように徹底的な治療方法、これをやるべきだと私は思っている。本人は若いし、大変なことになったので、後遺症が残らないよう、また、心のケアもしてもらって、元どおりの生活に戻れるかどうかこれが一番の論点であるので。これについてはどのようなことであるか考えるか。

学校教育課長：ただいまの星野委員のご質疑にお答え申し上げます。

本人の後遺症が残らないようにすることについて、心のケアがどうなのかということについてであるが、退院はしたがまだ定期的に通院している状況であるの

で、保護者の方も最高の医療をと望んでいらっしゃるのでもちろん治療は継続しながら、心のケアも含めてやっているところである。よって最善を尽くしているということでご理解をいただければと思う。

星野委員：心のケアは。

学校教育課長：心のケアについても、保護者のご了解をいただいて、1人1台の学習用コンピューターにより、学校に行けない日に担任と子供が直接オンラインでやり取りできるようにしているので、学習面と生活面を含めて色々なケアをしているところである。

星野委員：後遺症が残らない、これを徹底して関係者は努力をし、金がいくらかかっても徹底的に治してあげる、それと心のケアもしてあげる、これが最大の責務であるので、これについては何年かかっても努力をしてほしいと思う。その点について、間違いがないのかお聞きする。

学校教育課長：ただいまの星野委員のご質疑にお答え申し上げます。

症状固定まで、それを含めて長期にわたるケアを当然していきたいと思っているのでご理解いただければと思う。

星野委員：よろしく願います。

委員長：ほかに。

(挙手者なし)

委員長：それでは、2と3、小中学校における図書室の利用状況と小中学校の読書推進のための取組状況について報告があったが、この2件については関連するので、一括して質疑を受けたいと思う。質疑のある方は願います。

青木委員。

青木委員：家族で本を読みましようということで、読書によって考える力や知識、豊かな感性、思いやりの心を養うということで、読書というのは重要なことだということがこのパンフレットにも書かれているのであるが、その中で、小学校3年、5年、中2というのは、割合と落ち着いた時期ということでこの学年なのかと推察したのであるが、4月から7月ということで4か月であるので、これを見ると、月平均では小学校3年、5年は2冊程度、中学校2年生は1冊程度ということなのかと思うのであるが、これは例えば群馬県とか全国ベースということではいくと多いのか少ないのか、その辺をどう考えているのかなということが1点。そして最大値では3年生で56冊とか5年生で106冊とかではあるが、一番の課題としては、読書習慣がないという子供にいかに関読書習慣を身に付けさせるかということが一番重要なのかなと思うのである。読書習慣が身に付いている子は放っておいても読書をすると思うのであるが、逆にスマホだったりテレビだったり、YouTubeであったり、いろいろ面白いものがあるので、どちらかと言うと読書習慣が身に付いていない子にいかに関身に付けさせるのかということが重要なのかなと思うのであるが。

例えば、この中でどの程度あるのかは分からないのであるが、ほとんど借りていないという子もいるのではないかと思うのであるが、その辺の状況が分かったら教えていただきたいと思う。

学校教育課長：ただいまの青木委員のご質疑にお答え申し上げます。

まず、小3、小5、中2のことであるが、こちらは国語の学習指導要領に教えるべき内容が示されている中で、1・2年、3・4年、5・6年と2学年ずつ、ある程度まとまりで捉えられているものであるが、1・2年生の読書は比較的図書室では読まず教室で読むので、そちらの方では調査からは外してある。この結

果が蔵書システムという、機械を通して借りている冊数であるので、この機械を通さないで借りた本であるとかはこの数字に含まれていない。よって若干であるが、自分の本を読んだり借りずにその場で読んだりなどの数は含まれていないので、その分、数が減ってしまっていると思うのであるが。県や国の方がどうかということであるが、今なかなか冊数自体を示してるデータが見当たらなかったのので、今回1点目のご質問の県や国との比較はどうかということについてのデータについては比較できるものがなかった。

2点目については、読書習慣が身に付いていない子をいかに身に付けさせるかということについてというところのご質疑であるが、委員がおっしゃるように学校でも身に付いている子は良いのであるが身に付いていない子をどうするかというのは一番の課題と捉えており、この取組状況の中でも強化週間やそれ以外の読み聞かせも含め、読書の面白さを伝えつつ、家庭にも協力を求めているということで、いろいろな方法で身に付けられるような取組をしている。そういう形で学校の方でも課題として捉えているということでご理解いただきたいと思う。

青木委員：そうすると、身に付いていない子がいるのであるが、その割合がどの程度いるかということまではまだ把握されていないということなのであるか。

学校教育課長：こちらについてはどのくらいの割合が身に付いていないかということについては調査をしていないので、今はお答えできないのであるが、学校の方では既に学級担任をはじめ、この子がまだ身に付いていないな、ということは把握している。個々に応じて丁寧な方法で働きかけているので、そういう意味では長い目で読書習慣を身に付けさせようとしているということでご理解をいただきたいと思う。

青木委員：家庭でこういう、読書の時間を20分設けてやるということも必要だと思うのであるが、どうしても家庭だと甘えがあったりとかで、本当にどこまでやられているのか、それはもう信用するしかないのであるが、その中では例えば学校の中で読書の時間だとかということで、友達も一緒に含めて読書をしながらその読書の面白さを知ってもらうということも必要かなと思うのであるが、この模範となっている沼田東小学校、ここは司書教諭もいらっしやって一生懸命やられているというのはあるのだが、その辺について伺いできるか。学校でやられているかということである。

学校教育課長：ただいまの青木委員のご質疑にお答え申し上げます。

まず1点目の読書の時間というところであるが、学校によってどのくらい時間が確保できるかという違いもあるが、国語で教えるべき内容の中に読書の指導についても書いてあるので、必ずどの学年も図書室を利用する時間を確保している。ただし年間何回以上というものではないので、その回数も学校によって若干違うということでご理解いただければと思う。

沼田東小学校での事例にあるように、いろいろな方法で、学校で読書活動を推進しようという司書教諭というのを発令している学校もあるので、そういう先生を中心にいろいろ取り組んでいるということでご理解いただければと思う。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、4のヤングケアラーの実態調査に係るアンケートの結果について、質疑を受けたいと思う。

ないか。

(挙手者なし)

委員長：それでは、私から一つだけ。

この詳細な報告について感謝する。

教育委員会とすると、今後どのような対策、対応をしていくのか、どのような検討をされているのかを教えてくださいいただければと思うのだが。

学校教育課長：ただいまの委員長のご質疑にお答え申し上げます。

この調査についてのこの後の取組であるが、まず、学校の方にはこれらの結果について学校ごとにデータを渡し、無記名なので特定はできないのであるが、そういう子供がいたら早めに気付き関係機関に繋ぐようにと学校の方には指導している。

教育委員会としても、こういう情報について調査をしたり資料を提供するとともに、連携協働できるように、これは沼田市の要保護児童対策地域協議会が中心となって支援するということになるので、その関係機関等と分担して対応できるような形で取り組んでいきたいなと思っている。

委員長：了解した。

ほかに。

小野塚委員。

小野塚委員：今回、生徒の方に調査をしていただいていると思うのだが、担任の先生とかからの意見というのは上がっていないのであるか、教えていただきたい。

学校教育課長：ただいまの小野塚委員のご質疑にお答え申し上げます。

担任の先生にも調査をし、その学級にヤングケアラーと思われる子がいるかどうか調査をしたので、そちらの方には回答を学校の方にも返し、教師の目と子供の目とのずれを比べてやっていくということで、学校の方も気をつけて見ていくということである。

小野塚委員：了解した。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは学校教育課を終了する。

学校教育課に対する全体的な意見交換、または次の調査課題についてご意見のある方はお願いしたいと思います。

金子委員。

金子委員：沼小の事故に関してであるが、先ほど警察の捜査がまだ続いているということであるので、これが業務上の過失傷害になるのかどうかというところは大きな問題だと思うし、星野委員のおっしゃったとおり、女の子の将来がかかっているので、本当に手厚い医療を施していただきたいという思いと同時に、そこをきちんとやっていただけるかというのは引き続き見守らせていただかなくてはならないと思っているので。

そして、誰も責任を取っていない。この事故の責任を。当事者も研修中ということはまだ給料も出ているということであるし。だから、そういった面、当事者、監督責任者等々の問題はあると思うので、引き続きの報告をお願いできればと思う。

委員長：金子委員から沼田小学校における事故のその後の経過について、継続として報告願いたいということがあったが、皆さんの意見はどうか。

(挙手者なし)

委員長：よろしいようなので、引き続き新たな報告事項があったら是非報告をお願いします。

ほかに。

青木委員。

青木委員：この読書について、引き続きであるが、平均的なことは分かったのであるが、読んでいない、習慣が身に付いていない、その辺の割合が分かる資料をお手数であるが。あくまでも、平均で8.1冊とか8.7冊とかなのであるが、実際に読んでいる子は良いのだが、読んでいない子はどれくらいいるのか。

私のイメージで言うと、8.7冊とかというのはかなり少ないと思う。割合から言うと。分かるのかどうかは分からないのだが、県と国ベースのものだとも含めて、もし調べられたら次回お願いしたいと思う。

委員長：青木委員、読書習慣が身に付いていない子の割合を調査してほしいということではよろしいのか。

青木委員：国、県ベースの読書量。

委員長：今、青木委員から読書習慣が身に付いていない子供の沼田市における割合と、読書の状況における全国的等の数値、それが分かれば調査してもらいたいということであるが、調査項目とするか、皆さんの意見を伺う。いかがか。

戸部委員。

戸部委員：調査をしてその結果をどのようにするのか、その辺が私には分からないのだが。読書をしない子がいるが、その子供たちに対して市がこれから義務教育でどのような対策をしたいのかということや青木委員が思っているのか。その辺について。ただ調べるのか。これからどう子供たちが、読書をしていない子供たちがいるからその子供たちに読書をさせるような方向でどうするのか、ということか。もう少し詳しく。

委員長：調査目的ということか。

戸部委員：はい。

委員長：青木委員。

青木委員：調査目的としては、まあ今日の話では、現状で果たして読書量が子供たちにとって十分か十分でないかについては分かっていない。そういうことであれば、比較検討が、国ベース、県ベースの対比ということによって分かるだろう。

私としては非常に少ないと思うのだが、少ないという認識になった場合に、今の取組では不十分だということになると思う。不十分であれば子供たちのためには読書習慣というのは身に付けさせるべきものだということである。特に小学校、中学校もそうであるが、読書は情操教育にかなり大きなウェイトがあるので、そこについて調べてほしいということである。

今のままで十分だという認識なのかもしれないが、今のままで手を打たなくて良いと思われているのだと思うので、そうすると実際は読書習慣が身に付いていない子がそのまま大きくなっていく、そうすると読書によっていろいろな知識なり、例えば自分の将来の職業であるとか、感性だとかを育む上において大きな損失になるのではないかということである。

委員長：副委員長。

副委員長：青木委員の言うことはよく分かるのであるが、戸部委員がおっしゃっているようなことも含めないと、常任委員会としての調査事項としては成り立たないような気がする。それというのは、質疑みたいな感じであるので、常任委員会の調査事項として見ると、戸部委員がおっしゃったようなことをプラスして調査事項としてお願いした方が。常任委員会であるので。その方が良いのかなと思う。

委員長：戸部委員、付け加えるとどのような。

戸部委員：やはり、数字が出たら出ただけで終わりであるので、それからどうしたら良いのか、これを教育委員会、学校教育課、学校の先生、そういう人たちが中心となって、こういうことをしたら子供たちが本を読むような習慣を身に付けられるのか、その辺まで行かないと。今、副委員長がおっしゃったように調査事項だけになってしまうので、そこで止まってしまうような気がするのであるが、その辺をどう思うかである。教育委員会として、その辺の報告もしてもらいたいということである。

委員長：星野委員。

星野委員：いろいろ意見があったが、本日は沼田市のことを発表していただいたが、県は以前20分前読書ということをやって成功した。国はどうしてきたかと、それで沼田市はどうしたら良いかと、どうしたら読書をするかと。これを調査研究して良い方向に行けば、そういった検討でよろしいのではないか。

委員長：ほかに。

副委員長。

副委員長：調査し、次の結果をもって教育委員会としての考察というか、検討を、例えば読書が少ないという結果が出たのであれば、どうしたら良いのかと、その一歩踏み込んだところまでの調査をお願いした方が良いと思うが。

委員長：それでは、委員長としてまとめさせていただく。

調査対象とするが、興味あるところだと思うので、また青木委員のおっしゃるように他との比較資料がないと当市がどのような状況になっているのかというのはやはり分からないと思うので、その状況を把握した上で、委員会として例えば当局にこういったことを提言するとか、また委員会として検討していこうというようなことが出ると思うので、とりあえずは青木委員が言うように県とか国とかの対比資料があればそれを提出していただきたいのと、読書習慣が身に付いていないと思われる子供の数値、それらを分かる範囲で調査報告してもらいたいと。それが出た結果で、次回に委員会としてもまたどのように当局に言っていくとか、自らの委員会ですることがあれば何かやるとか、そのように考えていきたいと思うが、いかがか。よろしいか。資料が出ないと分からないので。

資料並びにそれに対する教育委員会の見解ということであるか。課長、趣旨は分かったか。分からなければもう一度申し上げるが。

学校教育課長：比較できる資料が国や県にあるかどうか確認させていただければと思う。今日の調査事項の3番の取組状況が、各校が習慣化に向けて取り組んでいるところであるが、なかなか割合のところだけ、どのような資料があるのかは考えてみたいと思う。

委員長：それでは調査課題ということで出たのでそういった資料があるかどうかそれは分からないが、極力探していただき、その結果と、それに対する見解、それらを求めたいと思う。

ほかにあるか。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは学校教育課を終了する。学校教育課長、ご苦労様でした。

(学校教育課長退席)

## ②文化財保護課

委員長：次に、文化財保護課長、お願いします。

文化財保護課長：文化財保護課の報告・調査事項については、10ページとなる。

報告事項1、沼田市文化財調査委員の委嘱についてであるが、委嘱期間は令和4年9月1日から令和6年8月31日までの2年間となっている。委嘱委員の氏名等は(2)の表に記載のとおりである。

なお、7番の宮田氏は今回から就任いただくこととなった。

文化財保護課からの報告・調査事項は以上である。よろしく願います。

委員長：文化財保護課から報告があった。質疑がある方は挙手の上願います。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようであるので、文化財保護課全般に対する次回の調査事項または意見交換を行いたいと思う。ご意見や調査事項の提案があったら願います。

(挙手者なし)

委員長：ないようであるので、文化財保護課を終了する。文化財保護課長、ご苦労さまでした。

(文化財保護課長退席)

### ③スポーツ振興課

委員長：次に、スポーツ振興課に入る。スポーツ振興課長、願います。

スポーツ振興課長：スポーツ振興課の報告事項を申し上げる。

所管・調査事項報告の11ページをご覧いただきたい。

1、沼小講堂・武道場等解体撤去工事についてであるが、過日、設計施工一体型、公募型プロポーザル方式によって業者を選定し、9月26日、請負金額3,289万円にて、沼小講堂・武道場等解体撤去工事特定建設工事共同企業体と契約を締結したのでご報告申し上げます。

代表企業は株式会社沼建であり、春原建築設計事務所との共同企業体である。

なお、工期は令和5年3月20日までである。

スポーツ振興課からは以上である。

委員長：質疑がある方は挙手の上願います。

副委員長。

副委員長：この工事エリアというか、公園全体に対しての工事エリアとか、通行止めとかになると思うのだが、その資料等はいただけるか。

スポーツ振興課長：工事のエリアというようなご質疑かと思うが、工事については沼小講堂と武道場の解体撤去、それからテニスコートの夜間照明のいわゆる電柱というか、コンクリート柱の撤去、それから野球場のいわゆるバックネット、ベンチの撤去を行うものである。

エリア的な図面、あまり見やすい図面ではないが、用意できるものがあるので、後ほどご用意させていただくということによろしいか。

委員長：今日の常任委員会はまだ4時くらいまでやっているの、スポーツ振興課が終わった後、ご用意いただければと思うが。

スポーツ振興課長：はい。承知した。

副委員長：それにプラスアルファで、要は規制である。部分部分で、今伺った話である、工期ごとに、例えばバックネットを撤去する時にあの辺りに規制がかかってくるのかな、と思ったのだが、その規制とかが本日はなくても良いのだが、今後企業体の方から規制に関する、この部分はいつからいつまで入れないとか、具体的なものが出たら教えていただきたいのであるが。

スポーツ振興課長：その辺の全体の工程表と併せて準備させていただきたいと思うので、少々お時間をいただき、本日はなく後日提出をさせていただけたらと思う。委員分ご用意する。

委員長：そういうことでよろしいか。

（「はい」の声あり）

委員長：ほかに。

星野委員：以前にも、新しい体育館ができる時にも、現状の体育館を撤去するという形であり、その時に前の課長にも言ったが、沼小講堂を建てる時に沼田の城の瓦を下に埋めたという人がいて、この工事をやる時に少し掘ってもらった方が良いのではないかという意見があった。この点について、話を聞いているか。

スポーツ振興課長：ただいまの星野委員のご質疑にお答え申し上げます。

発掘についてということであるが、沼田公園自体が埋蔵文化財包蔵地ということで指定されている地域であるので、地面に手を入れる、機械を入れる際には文化財保護課の職員が立ち会い、取壊しの基礎の解体であるとかということをやっていることになっているので、万が一瓦等が発掘されるようであれば文化財保護課が撤去工事をストップするということになるかと思われるので。ない場合にはその必要な深さまで発掘をというか、撤去をさせていただき、工事を進めるという、そのような段取りになっている。

星野委員：段取は分かるが、そういうことができるのかということである。それをやってくれるのか。埋めた人が私の所に来て、自分はそのような記憶があり、自分が瓦を埋めたのだと、そういうことがあったので。新しい体育館ができる時に以前の課長にその話をしたら、それはやりましょう、ということであったので、それを聞き、頭にあるか。なければそれを考えてもらいたいと。

スポーツ振興課長：星野委員がおっしゃった、発掘調査をスポーツ振興課がやるのかについては、それはやらないが、最低限基礎を撤去する際にそういったものが出現すればそこから撤去工事はストップし、埋蔵文化財担当の文化財保護課職員との立会いによってその後調査をどのようにするかという話になっていくのだと認識しているところである。

星野委員：そういった経過があるので、せっきくのチャンスであるからそういうものが出れば調査をする必要があると私は思うが、よろしく願います。

委員長：金子委員。

金子委員：プロポーザル方式でということであったのだが、何社から提案があったのか。この共同企業体だけだったのか。

プロポーザルということであるが、特別な提案があったのか。ただの解体工事ではないということでプロポーザルをされてるのか。

3,289万円ということで、素人目で考えると、結構解体工事にかかるのだなと。9月議会の補正でサラダパークのガラスハウスを撤去するのに、ガラスだから特別に金がかかるという話もあったが、これが普通の金額なのか、あるいは何か事情があって特別にお金がかかるのか、そののところも併せてお聞かせ願いたい。

スポーツ振興課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

まず、プロポーザルに応募された企業が何社かということであるが、1社である。

それから、金額が妥当かどうかということであるが、私どもは予算措置をする際に、実は数者から二つの建物の解体、それから野球場の構造物の撤去、テニス

コートは夜間照明の撤去の見積りを徴取し、予算措置をした。そしてプロポーザルにおいてはその提案の上限金額というのを提示させていただく中での提案を頂いたものである。

このプロポーザルの一番の目的というか、なぜ企画提案型で事業を実施しているのかということであるが、私どもは設計ができないので、通常であると設計業務ということで業者に解体の設計委託をする、その後解体工事の入札というのが通常の私どもの流れであるが、その解体設計の金額を削減したいという狙いと合わせて、工期的にも設計業務の期間を経て解体工事という2ステップになるものを1ステップで済ませたいという、そういった期間的な短縮も試みたいということで今回のような取組をしたところである。

金子委員：一企業体だけがプロポーザルで提案されてるところであるが、特別な技術が必要なのでその1社だけなのか。それとも何か理由があるのか。2社3社と提案してくるところがなかったというのは。担当ではそこまで分からないと言われればそれまでなのであるが。

特別な提案があったわけではなく、その設計と解体工事を一緒にして金額を下げるためであれば、最初にスポーツ振興課の方で見積りを出したその根拠というのが設計を含めていないから分からないのであるが。順番が逆になるのかなという思いがするのと、それからテニスコートのナイター照明から野球場のバックネットまでを含めてということであるので、それだけ大きなことをやるのだと今聞いて分かったのであるが、それが入っていないから。説明に。先ほどのテニスコートのナイター照明の説明もなかったから。それはやはりちゃんと書いて入れておいた方が良くはないかと思うのであるが。

先ほどの解体設計と解体工事を合わせてやると金額が下がるということ、それから先に見積金額、見積りが算出されるということの関係であるが、それをまずお聞きしたいのと、それから他には特別な提案というのはなかったのか。それでどうして1企業体しか提案がなかったのかなということもお答えいただければお願いしたいと思う。

スポーツ振興課長：まず最後の方からお答えさせていただければと思うのであるが、なぜ1社かというのはちょっと把握しきれていないのでご勘弁いただければと思う。

それと、その前の質問であるが、もう一度お願いできればと思う。

金子委員：解体設計と解体工事を合わせてプロポーザルとして提案してもらおうと金額が下がるということで、プロポーザル方式を採ったということであるが、その以前に3,289万円という見積りを先ほどスポーツ振興課の方で算出したとおっしゃったので、その算出について設計はされていないのではないかと思うのだが。

スポーツ振興課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

まず、3,289万円であるが、これは契約金額である。私どもでプロポーザルをする際にいくつかの条件を提示するのであるが、提示をさせていただいた金額、上限金額は3,350万円以内でやっていただきたいというお願いをした。

その前に予算措置をしているのであるが、当然我々は素人であるので皆目検討がつかない中で、武道場を撤去したい、沼小講堂を撤去したい、それで解体の関連業者に現場を見ていただいてこれを解体する場合にいくらかかかるか、そして予算を取らなければならないので足りないことのないようお願いしたい、ということで、設計というか見積りをしていただいて予算を要求させていただいた、というような順番である。

金子委員：専門家の方もいらっしゃるのですが大変恐縮であるが、素人なので教えていただ

きたいのであるが、3,350万円以内でというのはどういう根拠で算出したのか。これが業者に現場を見ていただいて、いくらくらいかかるのかと言って、業者が3,350万円くらい掛かる、というような話なのかなと。とすれば、もう既に当該業者とはコンタクトしているわけである。その業者がどうだったのか、そしてその業者がもしこの受注をした共同企業体の業者だとすれば、これはなあなあになってしまうわけである。プロポーザルを行う前にその算出根拠を出しておいて、いざプロポーザルになったら相談した業者は提案して来なかったのかどうか。そここのところ、全くの素人なので市場競争原理からかなり外れているのではないかという印象を持っているので、そここのところの説明を最後をお願いしたいと思う。

スポーツ振興課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

まず、予算措置に対して見積りを依頼した業者と今回の請負業者が一緒なのかということであるが、違う業者である。

それから市場原理ということであるが、私どもとすると、必要最小限の金額で予算があるということを示しながら、その中で数者応募があって、一番安く、もっと安くなれば良いという思いを当然持っているが、たまたま今回は1社の応募ということであった。

その際に、私どもスポーツ振興課は技術者がいないので、庁内の関係各課を巻き込んでプロポーザルの審査会というのを開催し、なおかつ応募希望者からは積算根拠を提出していただき、それを審査にかけ、妥当であるという評価をいただき契約という流れに至ったものである。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それではスポーツ振興課に対して、次の調査課題なり、また全般的なものに対する意見交換を行いたいと思うので、どなたかあればお願いします。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようであるので、スポーツ振興課を終了する。スポーツ振興課長、ご苦労様でした。

教育部長：委員長、休憩をお願いしてよろしいか。

委員長：はい。休憩する。

(休憩、スポーツ振興課長退席)

委員長：再開する。

以上で教育部に関する報告を終了するので、教育部全般に関し調査事項、また意見交換があったらお願いします。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようなので、教育部の所管の報告を終了する。

次の委員会について事務局よりお願いします。

事務局：次回の委員会について申し上げます。

次回の委員会については、11月9日水曜日、午後1時30分から、こちら第2委員会室にて開催ということで、事務局案としてお示しする。

なお、11月の委員会については、総務部から教育部の順ということでお願いいたします。

以上である。

委員長：それでは、次回は11月9日ということで次回よろしくお願いします。

以上で教育部を終了する。教育部長、教育総務課長、お疲れ様でした。  
入替のため、休憩する。

(休憩、教育部長、教育総務課長退席)

## イ 総務部各課、会計局、監査委員事務局の所管・調査事項報告

### ①総務課

委員長：それでは再開する。

総務部の所管・調査事項報告に移る。

まず、総務課長、お願いします。

総務課長：それでは、総務課の所管事項について、2件ご報告する。

まず、「沼田市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）」並びに「沼田市個人情報保護審査会条例（案）」についてである。

この2本の条例案については、デジタル化社会の進展に伴い、令和3年度に個人情報の保護に関する法律が改正され、来年4月1日に施行されることから、現在、12月市議会定例会への上程に向け、その内容を調整・準備中である。

本日は、現段階での条例案の概要をご報告させていただく。

まず、2ページの資料1、中段のカラーの部分になるが、「制度改正のイメージ」である。

左側に記載のとおり、改正前の個人情報保護法においては、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者の3者について、それぞれ別々の所管、法律が適用され、また、地方公共団体等については、個人情報保護条例を制定し、各市町村等ごとにそのルールを規定してきた。

今回の改正では、右側の記載にあるとおり、新たに一本化される個人情報の保護に関する法律の適用を全て受けることとなるので、沼田市を含む地方公共団体等についても現行の個人情報保護条例を廃止し、条例へ委任、許容される内容について、新たに制定する「沼田市個人情報の保護に関する法律施行条例」の中で規定することとなる。

また、現行の個人情報保護条例の中にある、個人情報保護審査会の規定については、現行の条例を廃止し、資料3ページになるが、新たに「沼田市個人情報保護審査会」を制定するものである。

なお、今後のスケジュールについてであるが、本日委員会報告の後、10月中旬よりパブリックコメントの実施、記載にはないが、法規審査を経て、12月市議会定例会へ上程し、来年の4月1日施行を目指している。

次に、調査事項である、「公金外現金取扱要領について」である。

前回の委員会でご意見等を賜った、現行の取扱要領の本委員会への提出についてであるが、資料2、4ページから6ページになるが、ここでお示ししたものが現在本市で使っている取扱要領になっている。

各部長が検査員として、また、所属長が出納保管責任者、実務担当者が出納取扱担当者となり、各役割を分離させ、相互・けん制体制を図りながら、公金外現金の取扱いを行っている。

各条文については、後ほどご確認をお願いしたい。

なお、本要領については、本日の委員会報告後に、市の公式ホームページの方にアップを予定させていただいている。

次に、前回の委員会後における本市公金外現金に係る再検討の経過についてで

あるが、8月の下旬に開催した行政改革推進委員会において、公金外現金の取扱いについてを協議事項として取り上げ、引き続き総務課で検討することが確認されている。

なお、本件については、第2次市政改革大綱実施計画に掲げた課題として、団体等の事務局事務への市の関与の在り方に関連することもあるので、併せて今後の検討課題として継続検討していく。

今後、本件に係る検討経過については、適時報告をさせていただく。

そのほか、資料4ページになるが、上から2行目、題名の下となるが、公金外現金を取り扱う、「真にやむを得ない理由等」の判断基準についてであるが、同じページの上から5行目、「1の取扱い原則」に規定された内容に基づき、現在その判断を行っている。

なかなか基準等を明確にするのは難しいが、具体的には市が主体となって設立した団体、または市が構成員となる協議会等については、今後取り扱う可能性が高いと想定されるが、いずれも過大な行政の関与は各団体の自主・自立的な活動を阻害するマイナス要因にもなるので、その辺について引き続き適正に取り扱い、管理してまいりたいと考えている。

総務課の報告事項は以上である

委員長：それでは、質疑に入りたいと思う。

まず、1の沼田市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について及び沼田市個人情報保護審査会条例（案）について報告があったので、質疑を受けたいと思う。

どなたかないか。

（「なし」の声あり）

委員長：ちょっと、一つだけ。

このパブリックコメントをかける、個人情報保護審査会条例（案）について、条例というのはいっと長くなるわけであるか。これは趣旨だけであると思うが。

総務課長：現在、パブリックコメントを予定している内容については、条文はまだ調整中であるが、内容についてももう少し細かくはなると思うが、概要についてパブリックコメントを出す予定にしている。

委員長：承知した。

ほかに。

（挙手者なし）

委員長：それでは次に、公金外現金取扱要領について資料を提出していただいたが、質疑を受けたいと思う。

ないか。

（挙手者なし）

委員長：それでは、副委員長、代わってもらってよろしいか。

副委員長：はい、委員長。

委員長：これだけしっかりした取扱要領があったのにも関わらず、前回の事故というか、横領事件が起きているということは、どの辺りに原因があったと思われるか。

総務課長：ただいまの委員長のご質疑にお答え申し上げます。

どこに原因があったかということであるが、横領自体については前報告を申し上げたとおり、部長会議を通じてご連絡をいただいたと思うのであるが、実際の主な原因としては、やはり人為的なミス、そういったところが一つにあると思うので、要領を適正に管理した上で引き続き管理をしていきたいと考えている。

委員長：そうすると、この要領自体の改正というか、その辺のことは検討はされていないのか。

総務課長：再質疑にお答えする。

今後の改正の予定であるが、一応今現在はこの要領で運用していくが、例えば今後公表するとか、いくつかの課題は当方でも認識しているので、そういった形の課題を今後どうするかは今後検討していきたいと思う。

委員長：先ほど、この取扱いの原則の辺りで基準というようなことをおっしゃったと思うが、私はちょっと聞き漏らしてしまったが、基準を今後検討していくというようなお話だったのか。

総務課長：再質疑にお答えする。

この取扱いの基準であるが、今現在の要領については取扱いの原則というような基準をもって、先ほど申し上げたように、中には市が主体となって設立した団体及び市が構成員となる協議会等については、取り扱うものとしては今後可能性としては高いと思うが、現状としてこの公金外現金を取り扱っている団体も、平成29年にこの要領が施行された以降減少傾向にあるので、ある程度精査をしながら進めているということになるのだが、やはり公金外現金だけではなく、団体の事務としての在り方をもう少し考えていかないと、この考え方の整理ができないのかなと思うので、それは今後検討していきたいと考えている。

委員長：ほかに。

金子委員。

金子委員：今伺っていて、ちょっとまた伺いたいのであるが、本当にこれだけの取扱要領があるのになぜ事件が起きてしまったかということで、再発防止のためにこの要領に手を加えるということは考えないのであるか。この要領以外に、これを変更する以外に、何か再発防止策を考えているのか。そのところをお伺いしたいと思う。

総務課長：金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

再発防止についての考え方であるが、取扱要領について改正するかしないかというところであるが、やはり再発防止の観点からは今後改正をしなければならないという部分は、当然当方でも検討課題としているが、今現在どれを改正するかというところではそこまで改正の考えの整理ができていない。

ただ、今後改正するかどうかというところは当然課題であるので、検討していきたいということでご了解をいただきたいと思う。

金子委員：あってはならないことだということで、市長以下、皆さんが市民に頭を下げて謝罪をした。そして、再発防止策に取り組むと明言をされていらっしゃるのですが、そういう意味でこれからというのがやはり市民の皆さんにとっては不安になると思うし、先ほどご答弁で人為的なものだと、人が扱うからというお言葉があったが、その言いわけを使っていくと、いつまで経ってもなくなっていく。人間の性というものがあるので。これをなくすというのが再発防止である。

したがって、早急に具体的に取り組んでいただきたいと思うが、いかがか。

総務課長：金子委員の再質疑にお答え申し上げます。

金子委員のおっしゃるとおりであるので、今後改正しないということは考えていないが、具体的な考え方の整理はもう少しお時間をいただきたいと思うので、その辺はご理解いただきたいと思う。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、総務課所管事項について報告が終わったので、総務課所管事項について何かご意見または次回の調査項目等があったらお願いします。

（「なし」の声あり）

委員長：ないか。

（「はい」の声あり）

委員長：それでは総務課を終了する。総務課長、ご苦労様でした。

## ②職員課

委員長：次に、職員課の所管事項について入りたいと思うので、職員課長、お願いします。

職員課長：まずはじめに、1番の沼田市職員の懲戒処分に関する公表基準についてご報告する。

去る第3回臨時会において、沼田市職員の不祥事の発生防止を求める決議を賜り、市民への説明責任として、地方公務員法に基づく懲戒処分を行った場合の公表について基準を定めたので、これを逐次ご説明する。お手元の資料9ページをご覧ください。

沼田市職員の懲戒処分に関する公表基準は、全部で6項目の構成となっている。

項目は、趣旨、公表対象、公表内容、公表の例外、公表の時期、公表の方法であり、これを順を追ってご説明するが、第1の趣旨については、公正で透明な市政運営、公務員倫理の保持の徹底、不祥事発生防止を目的として、地方公務員法でいう懲戒処分を行った場合の公表について定めることが趣旨であると謳ったところである。

第2の公表対象であるが、職務上の行為における懲戒処分は、すべて公表する。また、職務上の行為でなくても、飲酒運転など、プライベートな非違行為について、免職や停職になった場合については、公表の対象とする規定である。

第3は、公表内容である。原則は、個人が識別されないように、部局、職名、年齢、事実の概要、処分年月日、処分内容を公表するが、例外規定として、免職とする処分などについては氏名も公表する。

第4は、公表の例外である。事件の性質上、被害者保護も必要となる。被害者が望まない場合や、被害者またはその関係者のプライバシー等の権利及び利益を侵害するおそれがある場合には、公表しないことがある。

第5は、公表の時期である。原則は、速やかに公表するが、捜査や裁判に影響のあるものについてはこの限りではない。

第6は、公表の方法である。ホームページを第一とするが、重大なものについては記者会見をする。

基準についての説明は以上であるが、県内他市の規程と比較しても均衡が取れているものと解しており、今後はこの基準に則り、懲戒処分をした際には適正に公表に努めてまいりたいと考えている。

次に、人事発令についてであるが、10月1日付けで教育委員会委員の任命発令及び一般職昇任・昇格発令を記載のとおり行ったので、ご報告申し上げます。

職員課からの報告事項は以上である。

委員長：職員課からの報告事項があった。

まず、沼田市職員の懲戒処分に関する公表基準について、質疑を受けたいと思う。質疑がある方はお願いします。

金子委員。

金子委員：第2の公表対象の（2）に、職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、

免職又は停職の処分のご説明の中で、飲酒運転等と説明があったのだが、以前成人式の夜に、一旦退社というか、成人式の係の方が飲酒運転で魚屋さんに突っ込むという事件があった。あの時、停職という処分が3か月だったか、6か月だったか、そういうことがあったが、今は現場に復帰されているということであるが、その時は公表基準がなかったので、もしそういう事案があった場合、今後は名前まで公表されるということで理解してよろしいか。

職員課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答えする。

原則は公表となるというふうに解している。

金子委員：了解である。

委員長：ほかに。

星野委員。

星野委員：現実的に私が思うのは、日常の中で、やはり管理者というのは、部課長になったら、普段の職員の体や心の具合をよく把握し、何か心配があったら相談に乗るとか、どうなんだとか、こういった目配りを部課長が、管理職が日常やっていたら、できればこういうことが起きないのだと思うが、その点はよろしくお願ひしたいと思う。

職員課長：ただいまの星野委員のご質疑にお答えする。

委員のおっしゃるとおりだと理解しており、日常より管理職は職員のマネジメントを行うというのが職務であるので、十分に監視の下、不祥事が発生しないような目配り、そういったことをしてまいりたいと考えている。

職員課としても、それについては努めて庁内で協議をしてまいりたいと思っていますので、よろしくお願ひする。

星野委員：よろしくお願ひする。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ一つだけ。

公布の日から施行するとなっているが、公布の日はいつの予定か。

職員課長：公布の日については、速やかに公布をし、今月中にもしてまいりたいと考えている。

委員長：ほかになければ、人事発令について質疑を受けたいと思う。何かあるか。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようであるので、職員課全般について、次回の調査事項なり、意見の交換を行いたいと思うのでお願ひする。

金子委員。

金子委員：沼田市職員の懲戒処分に関する公表基準について、公布を今月中にも速やかにとおっしゃったのであるが、これは議会に上程する案件ではないのか。これは委員会に報告したと同時に公布しても良いということであるのか。

今、委員長の質疑で、公布の日はいつか、と聞いたら、今月中にも速やかに、というお話であったのだが、これは委員会に報告したらもうすぐに公布しても良い、ということなのか。

委員長：職員課長、よろしいか。

職員課長：10月5日に決裁を受けており、ここで報告させていただき、これは不利益処分であるので職員にも組合等々にも話をして、という段取りをさせていただきたいと思っている。その中で、早急にやっていきたいと考えているところである。

委員長：そうすると、まだ確定の日付はここでは申し上げられないということであるか。

職員課長：そのとおりである。

委員長：ほかに。

(挙手者なし)

委員長：ないようなので、職員課を終了する。職員課長、ご苦労様でした。

(職員課長退席)

### ③地域安全課

委員長：次に、地域安全課の所管事項について進めたいと思う。地域安全課長、お願いする。

地域安全課長：それでは、今回の委員会に地域安全課あて通告のあった事項について、ご説明申し上げたいと思う。

まず、調査事項1番の、FM-OZEとの災害時の協定・連携内容についてであるが、本協定は平成23年7月1日に、沼田市専用緊急告知FMラジオへの緊急時の告知放送及び体制の保持についてを定め、協定を結んだものである。平成23年度の初年度以降、必要に応じて見直しを行い、10年が経過した。

本日は、その協定の内容を資料として提出させていただいている。

なお、放送の基準や料金については、資料に記載のとおりとなっている。

次に、2番の緊急告知FMラジオの普及促進と現時点の普及率についてであるが、去る8月31日の利根地区の防災行政無線運用終了に当たり、各地域へ出向き、役員の皆様方を中心に、ラジオについての説明、また普及についてのさらなるお願いを行ってまいった。

前回の委員会の時点、7月末現在を述べさせていただいているが、その段階では市内全域で18.3%、利根町管内で14.8%であったが、9月末現在においては資料2のとおり、市内全域で22.3%、利根町管内においては61.3%となっており、普及率の向上が見られている。

地域安全課へ通告のあった事項については以上となるが、資料にはないが、1点報告をさせていただきたいと思うが、よろしいか。

委員長：はい。

地域安全課長：10月8日土曜日、9日日曜日に、産業展示即売会と同時開催した、沼田市防災防犯フェアの結果の概要について簡単にご説明させていただきたいと思う。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、令和元年度以来、3年ぶりの開催となった。

本イベントは、地域における防災・防犯に関する意識を高めさせていただくために、防災防犯に係る啓発活動、また体験等を企画し、地域全体が安全・安心なまちづくりを考えるきっかけとなることを目的に開催している。

当日は、沼田警察署や利根沼田広域中央消防署、交通指導隊などの協力をいただき、防災・防犯に関する啓発活動のほか、パトカー、また消防車の展示、ミニ消防車やはしご車の試乗を行った。幸い雨も降らず、多くの方にお越しいただくことができた。

地域安全課からの調査事項、また報告事項は以上となる。よろしく願います。

委員長：それでは、質疑に移りたいと思う。

①、②については関連があるので、一緒によろしいかと思うのだが、一緒に質疑を受けたいと思う。質疑ある方は願います。

青木委員。

青木委員：今、報告いただいたが、前回よりかなり、特に利根地区については大幅に増やしていただき感謝する。

やはり100パーセントを目指さなければいけないので、引き続きお願いしたいというのと、それとこの数字の中に、これは全部FMラジオは行き渡っているのか。場所によってはまだ届いていないというような話を聞いているところもあるのであるが、そここのところを教えてください。

地域安全課長：ただいまのご質疑であるが、率についてはかなり伸びてきており、世帯数自体は利根町管内はあまり多いわけではないので、全体の普及率をアップさせるところまではなかなかいかなかったのであるが、少ないところでも6割、7割くらいを達成することができた。

この中で、一番下の二本松であるが、資料作成の段階で申し訳ないが、集計というか、取りまとめが上がってこなかったのも、また数字的には伸びてくると思う。

また、100パーセントを目指すことについては、中には世帯数が少ないところは100パーセントの地域もあるが、そこまで行ければとは思いますが、なかなか100パーセントというのは難しいところであるので、できるだけ普及率の方を上げてまいりたいというふうには考えている。

それと、三つ目であるが、現時点で各区長さんへの配布は始めており、申請書の数をこちらでは上げさせていただいている。今週中にはほぼほぼ区長さんなり役員の方の方にはお届けできるというような計画になっているので、それぞれのお宅に届くまでもう少々お時間をいただくようになると思う。

青木委員：もう1点確認であるが、電波が入りにくい場所についてはアンテナであると思うが、ご説明もされていたのであるが、それも引き続き無償貸与ということでよろしいのか。電波が入らないところへの対応も今後されていくのか、最後にお伺いする。

地域安全課長：各ご家庭にラジオが届くと、場所によって、世帯によって、青木委員がおっしゃるように入らないところも当然情報として上がってくるのだと思うが、受信状況の改善のために、現在変換用のプラグ等の購入も進めているので、そのようなご一報をいただければそのような対応をこちらの方で進めさせていただきたいというふうに考えている。

委員長：ほかに。

副委員長。

副委員長：FM-OZEとの協定のことであるが、放送基準と書いてあって、これを満たすようなことは過去にあり、実際に放送はされていないと思うが、そのことに関しては確認をされているのか聞きたいのと、実際にこれを誰が判断して放送をするのかというのをFM-OZEと打ち合わせをしているのかお伺いしたい。

地域安全課長：副委員長のご質疑であるが、一番下のおそらくカテゴリーの中の話だと思うが、現状よく耳にするものについては、例えば行方不明者の捜索というのが一番回数が多いのではないかと思う。それと、自動起動で発信されるものについては、例えば大雨であるとか、警報については自動的に流れることになっているので、こちらが判断するということとは関係なく発信されるものになっている。

先日も話が出たが、ライフラインの関係で、停電の時の話がこの委員会でも話が出たが、例えば東電の方から沼田市に報告があってこれはファクス形式でいただくのであるが、それを元に原稿を作ってFM-OZEに流していただくことに

なっているので、東電からそういう情報が来れば、判断ということよりも自動的にというか、機械的にさせていただくことになっている。

そのほかに、私が当課に在籍中においてはこれ以外の発信はなかったので、その時点でどのような判断方法になるかということであるが、例えば大雨や地震などの災害の場面ということになると、例えば災害警戒本部を立ち上げるということになる。その時には、総務部長が頭になりそれを立ち上げる、それからまた災害が広がる可能性があるということになると災害対策本部を立ち上げる、ということになるので、そうすると市長が頭ということに変わってくる。いろいろ被害が大きそうだという判断になると、警戒本部の段階で総務部長を頭とし、それから私、それから防災担当ということで協議をし、FM-OZEとも協議の上発信させていただくような形になる。

副委員長：市民の安全を守るためのツールであるので、レスポンスよくというか、そのタイミングを逃さずに放送をしていただきたいのである。先ほど停電の話が出たが、前回の委員会の時にも話をしたが、テラスが停電になった場合、現状だとFM-OZEのポータブル発電機を外に出して電源を確保するというような方針になっていて、テラスはバックアップの発電機があるので、前回も言ったが、バックアップ電源に切り替わるシステムであるとか、バックアップ電源に繋がられるコンセントを設けるのを是非検討していただきたいと、自分も一般質問で言っているのだが、これをやっておかないと、FM-OZEとの話の中では、実際問題夜に停電になった時に女性のアナウンサーが来て、ポータブル発電機を持ち出して発電機をかけて、それにコンセントを繋いで放送機器を動かすというのは、これは非常に困難であり、レスポンスという意味ではかなりの遅れを取ってしまう。市民の命にも関わる問題であるので、その辺を安い方法からフルスペックの方法までであると思うのだが、財政課との調整となると思うが、今後実施していただきたいのであるが、その辺の検討に関してはいかがか。

地域安全課長：ただいまのご質疑であるが、レスポンスが大事だという話をいただいた。地域安全課でも一応二人一組で当番を回しており、基本的にはあまり遠くに行かないでほしいとか酒を飲まないでほしいとか、何かあった場合には即時対応できるような形は取らせていただいている。併せてFM-OZEの方もどういう順番になっているかは分からないが、当番が決まっている。当然女性の当番もあるわけであり、機械を持って来たりとかの可能性も当然出てくるかと思うので、前回もそのようなご意見をいただいているので、財政当局とも話は進めてまいりたいというふうに考えている。

委員長：ほかに。

金子委員。

金子委員：先ほど100パーセントは難しいかというお話があったが、やはり100パーセントを目指さなければいけないものであるし、市民の命を守るという観点から考えて、無償貸与するので希望者は取りに来てほしい、というのはやめて、予算をある程度付けて支給するという形で、区長に予算が付いた分だけ預けて、そして区長がそれでは今回は1地区配る、というような形で地区委員に頼んで配ってもらうと。

私の家にはもうあるよ、ということも当然出て来ると思うが、やはりそういう方法を取らないと、依然として沼田地区などは18.7パーセント、これは全然増えていない。本当に命を守るのだと、でも今やれることと言えばFMラジオしかないではないか。そのような真剣な取組が必要だと思うのであるが、いかがか。

地域安全課長：先ほど説明の中で、確かに私も厳しいかなと説明をさせていただいたが、議会一般質問でもいただいたり予決算の方でもご質疑いただいた中でも、防災行政無線は旧沼田市はなかったが、その代替手段としてFMラジオ、それから防災沼田というスマホのアプリ、またホットメールということで、今のところその三つが大きな代わりの手段ということで、市民の皆さんにもご紹介をさせていただいている。

いろいろ話を聞く中で、全て支給に変えた方が良いという発言をいただいたが、普段家になかなかいらっしやらない方で、例えば2人夫婦の世帯で両方防災アプリを入れているからラジオはいらないのだという話もあるわけであり、そういうところに無理に、ということもあったので、今までのスタンスと変えているところはなく無償の貸与ということでやらせていただいているが、実際不要であるというようなことで返却をされるようなケースも稀にあるので、今までのスタンスどおり広く周知し極力多くの方にご利用いただきたいとは思っているが、希望者への対応ということで進めてまいりたいというふうに考えている。

金子委員：100パーセントは無理かもしれないと課長がおっしゃるとおり、防災アプリを入れているから自分は必要ないということをおっしゃる方もいるかもしれない。でも、50パーセントから80パーセントは目指すべきではないのか。それを考えると、今までのやり方ではだめなのである。18.7パーセントなど、私が一般質問で聞いたのは2年前であったか、18.6とかであった。18.4かもしれないが、全然増えていない。希望者は取りに来てくれということでは、やはり私はそれよりも支給するという形で順次区長さんにお骨折りをいただいて配り、それで配っていったところで不要とのことであれば他に回せば良いのであって、そういう努力をすべきだと思うが、もう一度答弁をお願いする。

地域安全課長：100パーセントを目指すべき、特に金子委員がおっしゃっているのは旧沼田市18町のことによろしいかと思うのであるが、確かにこの地域がそれほど伸びていないのはおっしゃるとおりであり、他のところも伸びているとは必ずしも言いがたいところがある。

全ての世帯へ支給という方向へ変えるべきということであるが、確かに一番最初にラジオの寄付を受けてからもう10年経過しており、そのタイミングと同じで協定の方を結ばせていただいているが、伸びていないのは事実であり、もう少し伸ばせるような工夫をしていきたいとは考えている。

支給ということになると、1台約1万円欠けるくらいの金額になるので、財政的なものもあるのでここで返事はできないが、できる限り増やしていくという気持ちは持っているので、引き続き努力の方はしてまいりたいというふうに考えている。

金子委員：やはり、30パーセント、50パーセント、70パーセント、80パーセントと徐々に増やしていく努力が必要であるし、財政的な問題というのが一番大きなことで担当課はご苦労いただいているのだと思うが、その点やはり担当課から、あるいは部から上に上げていただき、本当に市民の命を守るのだという観点から、最初寄付を受けたものが配られたことから始まっているのだが、そういう時代ではないわけであって、きちっと予算措置をして、これは市民の防災対策の重要な予算として市長が計上してくれて、それを議会が認めて、先ほども申し上げたとおり順次支給をしていくという、そういう市としての考え方、取り組み方が必要だと思う。

18.7パーセント、うちはいらぬという家が多いからこれで十分だと思う人

は誰一人いないと思うので、ぜひそういった取組をお願いしたいと思うのだが、ここで部長のお考えを聞かせていただければありがたいと思う。

総務部長：金子委員のご質疑であるが、確かにFMラジオの普及というのは100パーセントを目指していかなければならないということは言うまでもないことだと思っている。ただ、地域安全課長の方から話があったとおり、このラジオだけではなく、当然ホッとメールぬまた、また防災アプリ、そしてテレビのデータ放送、市のホームページなど、いろいろなツールがあるので、実際その防災アプリがどの程度普及しているのか数字的にこちらの方で持っていないので、実際に先ほど課長が申し上げたように、自分は防災アプリは入ってるから不要である、というような世帯もある。

ただ、委員がおっしゃるとおり、市民の命を守る、それは行政の責務であるので、当然それに準じた防災体制というか、その部分は整備していかなければならないというふうに考えてるので、ご意見の方は承りたいと思う。

委員長：ほかに。

（「なし」の声あり）

委員長：それでは、最後にその他の報告があったが、イベントの報告であるが、これについて何か質疑はあるか。

（挙手者なし）

委員長：ないようであるので、地域安全課を終了する。

それでは、地域安全課全般の所管について、調査事項または意見等があったら願います。

（挙手者なし）

委員長：ないようなので、地域安全課を終了する。地域安全課長、ご苦労様でした。

（地域安全課長退席）

#### ④企画政策課

委員長：次に、企画政策課所管事項に移りたいと思う。企画政策課長、願います。

企画政策課長：企画政策課の所管事項について報告をさせていただきます。

まず、1の第2期沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（進行管理）に関する意見についてであるが、募集期間、令和4年10月1日土曜日から10月31日月曜日まで、第2期沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてパブリックコメントを開催している。

次に、2の「ヌマタ アート WEEK 2022」実施結果についてであるが、令和4年9月12日月曜日から19日月曜日まで、テラス沼田1階多目的スペースにおいて開催された。池田実穂さんの公開木版画作成、作品展示のほか、富澤優夏さんの篠笛・能管の公演、レセプションとして池田実穂さんとシードルの製造を行っている藤井達郎さんの対談が開かれ、延べ来場者数は582人、YouTubeアクセス数707人、計1,289人が訪れた。

次に、3のバスカード販売終了についてであるが、令和5年3月31日をもってバスカードの販売を終了する。利用については令和6年1月31日までとなる。バス車載器及びシステムの老朽化によって利用終了となるもので、今後、支払い方法が現金に限定されることや、敬老バスカード助成事業への影響があること、交通事業者自主運行路線及び周辺町村委託運行について、交通系ICカード対応のシステムが導入済、あるいは導入予定となっていることから、同地域を運行す

る沼田市委託路線「ぬまくる」についても交通系ICカードによる支払いについて研究・検討を行っていく。

次に、4、ぬまた未来共創会議の開催についてであるが、令和4年10月5日水曜日、午後7時より、「ぬまたの誇る食を通じて”観光・産業・地域”を元気にする新しいアイデア」をテーマに、テラス沼田4階防災会議室で開催された。参加者は25名であった。

以上、企画政策課の所管事項の報告についてである。

委員長：それでは順次質疑を受けてまいりたいと思う。

まず1、第2期沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する意見について、質疑がある方はお願いします。

(挙手者なし)

委員長：それでは次に、2、「ヌマタ アート WEEK 2022」実施結果について報告があったが、質疑を受ける。

(挙手者なし)

委員長：ないようであるので、3、バスカード販売終了について報告があったが、質疑を受けたいと思う。

(挙手者なし)

委員長：ないようなので、4、ぬまた未来共創会議の開催について報告があったが、質疑を受けたいと思う。

金子委員。

金子委員：先ほど参加者が25名という報告であったが、上毛新聞には市職員と市民で計15名が3班に分かれて議論をしたというふうにかかれていたのであるが、市民は何人参加したのか。それから、このぬまた未来共創会議で話し合われた内容であるが、もう少し詳しくお知らせいただきたいと思う。

企画政策課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

まず、未来共創会議の出席の内訳についてであるが、グループワーク参加者については15名であった。この15名の中で、1名は市の職員が任意に参加したものである。それに加えて特別職、市長・副市長はグループワークに固定ではなく参加したほか、産業振興課や観光に関わる市の職員がオブザーバーとして6名参加している。また、運営について2名の職員が参加ということで、計25名という内訳になっている。市民については、グループワークに参加した15名のうち14名が市民であった。

次に、未来共創会議で話し合われた内容ということであるが、広く食と観光や産業、地域について、それぞれグループで話が出た。特に印象的であったのが、沼田が田舎であることをきちんと全面に出して沼田の食を紹介する必要があるのではないかと、インフルエンサーの方に沼田の広報をしてもらった方が良いのではないかと多くの意見があったが、現在報告をまとめている最中であるのでこのような概要ということで、また今後機を改めて報告をさせていただければというふうに考えている。

金子委員：このグループワークに参加された市民14名であるが、ホームページ等で公表されていらっしゃると思うが、どういった方が参加されたのか、差し支えのないところで教えていただければありがたいと思う。

企画政策課長：ただいまの金子委員の再質疑にお答え申し上げます。

参加された方の中には、旅館業に携わる方、あるいはまちづくりに携わっている方、あるいは飲食店を営まれている方、あるいはボランティア活動、NPO活

動でやはりまちづくりに参加されている方等があった。

金子委員：そうすると、今挙げていただいた皆さんは、ホームページをご覧になってご自身でそのホームページにアクセスし、申し込んだということになるのか。その中に役職の方というのは特に、14名皆さんが全員ホームページで自ら手を挙げて申し込んで来られた方なのか。それとも役職充て職的に参加を依頼したりした人はいなかったのか、その点最後にお伺いする。

企画政策課長：ただいまの金子委員の再質疑にお答え申し上げます。

充て職の方についてはいなかった。

委員長：ほかに。

青木委員。

青木委員：少し前後するが、よろしいか。

最初の議題にあった、沼田市まち・ひと・しごと、それについてであるが。

委員長：今回は許可するが、なるべく進行上、よろしく願います。

青木委員：申し訳ない。

戻ってしまうが、私も分からないので教えてほしいのであるが、このまち・ひと・しごと創生総合戦略というのは、これは2回目であると思うが、県としてもこれはどういうものであるか。本腰を入れているのだなあと。やはり少子高齢化もあって、沼田市も人口が減少しているのであるが、転入者が25人増加、転出者が25人減少ということが6年度の目標であると思うのであるが、今これを見ると、令和3年度というものがここには入っていない。それがどうなっているのかということと、あとは転入者が25人ということと転出者が25人減少ということは、これは5か年の累計なのか、あくまでこれは6年度だけのことなのか、その辺についてお聞かせいただきたいなど。

PDC Aで管理するということ自体、かなり県としても本気で、やったけどだめだったってことはだめだということ、これは県が毎年各市町村にその進捗状況を管理し指導をしていくものなのかどうか、その辺も併せて教えていただきたいと思う。よろしく願います。

委員長：休憩する。概ね5分。

(休憩)

委員長：会議を再開する。

企画政策課長。

企画政策課長：休憩をお願いします。

委員長：休憩する。

(休憩)

委員長：会議を再開する。

企画政策課長。

企画政策課長：ただいまの青木委員のご質疑であるが、県の報告についてはない。

青木委員：県への報告は、最終年に結果を出せば良いということなのであるか。中間での報告はいらぬのかという、改めての質疑である。

企画政策課長：この計画の部分については、沼田市の計画ということになっているので、市の方で目標値を目指して行っていくということである。

青木委員：結構である。

委員長：ほかに。

（「なし」の声あり）

委員長：それでは、企画政策課の報告事項についての質疑を終了する。

企画政策課全般について、調査事項、またはご意見等があったらお願いします。

（「なし」の声あり）

委員長：それでは企画政策課を終了する。 企画政策課長、ご苦労様でした。

（企画政策課長退席）

## ⑤財政課

委員長：次に、財政課所管事項に移りたいと思う。財政課長、お願いします。

財政課長：財政課の所管事項についてご説明申し上げます。

今回は、調査事項ということで継続となった、旧サラダパークぬまた利活用に係る進捗状況についてに関する報告である。

前回の委員会において、再度民間提案制度での事業者募集を行うこと、また公募条件を整理した上で早期の募集を行いたい旨を報告させていただいた。

その後の進捗状況であるが、先月、9月5日に実施要項をホームページに公表し、募集を開始したところである。

今後のスケジュールであるが、所管事項報告に記載のとおり、事前相談・現地調査、並びに簡易提案書の受付を11月30日までとし、12月下旬に事業者からのプレゼンテーション、審査の後、年明けの1月に採択する提案事業を決定した上で詳細協議に移る、という予定である。

なお、今月号の広報ぬまたに記事を掲載し、周知を図っているところである。

調査事項については以上であるが、追加で1件ご報告申し上げます。

先に、国が支給を決定した「電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」に関して、事業実施に当たり緊急に予算措置をする必要がある。このため、準備が整い次第、この給付金に限定した補正予算を編成させていただきたいと考えているので、ご理解を賜りたいと思う。

財政課の報告は以上である。

ここで、休憩をお願いします。

委員長：それでは、休憩する。

（休憩）

委員長：会議を再開する。

それでは、旧サラダパークぬまた利活用に係る進捗状況について報告があったが、質疑のある方はお願いします。

（挙手者なし）

委員長：それでは、財政課の質疑は以上とする。

財政課全般について、調査事項についてご意見等があったらお願いします。

副委員長。

副委員長：勉強不足でよく分からないのであるが、常任委員会として要望というのは当局に出せるのか。

委員長：出せる。

副委員長：先ほど、地域安全課の方でも話をしたのであるが、FM-OZEの電源を、発電機回路に切り替わって非常時に供給するのを実際にやるのは財政課であるので、それを我々総務文教常任委員会として非常時電源化を要望したいと思うのだが、いかがか。

委員長：副委員長から、財政課に係ることで、FM-OZEの電源について……、もう一度言っていていただいてもよろしいか。

副委員長：簡単に言うと、停電をした時に発電機に切り替わる、発電機系統に切り替わる電源というか、今は商用電源と言って外部電源から来てる電源しか供給されていないので、テラスが停電した時には使えない状態なので、使えるような発電機回路と切り替わる回路に1次側電源をしてもらいたいという要望を、委員会として。文章はまとめる。事務局と。

委員長：金子委員。

金子委員：委員会としてそういう提案というか、提言を出すならば、地域安全課に対してそういう提言を出すべきであり、財政課は地域安全課からの要望を受けて市長と相談してやっていくという話になるので、前後するが、地域安全課に対しての要望という形で取りまとめられたらいかがか。

委員長：最後にもう一度総体で伺うので、その時にもう一度確認ということで行いたいと思う。

ほかに財政課所管事項についてあるか。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようであるので、財政課を終了する。財政課長、ご苦労様でした。

総務部長：休憩をお願いします。

委員長：休憩する。

(休憩、財政課長退席)

## ⑥契約検査課

委員長：休憩前に続き、会議を再開する。

次に、契約検査課所管事項に移りたいと思う。契約検査課長、お願いします。

契約検査課長：それでは、契約検査課の所管事項についてご報告させていただきます。

令和4年度上半期入札及び検査の執行状況についてであるが、まずはじめに資料1をご覧ください。令和4年度上半期の入札の状況となる。

まず1は、競争入札の発注件数をまとめたものであるが、一般競争入札49件、指名競争入札19件の計68件で、このうち落札は63件、不調は5件であった。

なお、括弧内の数字は令和3年度の同時期の実績で、比較すると全体で昨年の77件から9件の減となっている。

次に、2の入札執行件数の内訳であるが、工事が25件で2件の不調、建設コンサルタントの業務委託は19件で、不調はなかった。

また、役務は14件で、1件の不調、物品については10件で2件不調があった。

次に、3の落札率については、発注種別と工種ごとに分けて記載している。

3-1の発注種別であるが、工事については平均で95.44パーセント、コンサルタントが平均86.81パーセント、役務は平均81.97パーセント、物品は72.85パーセントで、全体としては84.61パーセントとなっている。

3-2は、工種別に一般競争と指名競争に分けて取りまとめたものとなってい

る。

続いて、資料2、令和4年度上半期工事等検査執行状況について報告する。

資料2をご覧いただきたい。

まず、1は、工事等を発注した担当課別に月ごとの検査件数を集計したものである。

上段の表は工事、中段は委託となっており、合計で16件の検査を実施しており、内訳は、工事検査16件、委託の検査はなかった。

上半期に発注した工事については徐々に完成を迎えているが、年度末を工期に設定しているものも多いため、検査のピークはこれからとなる。

なお、工事検査に対しては評定点を付しており、それをまとめたものが下段の表となっている。

評定点については、上半期時点での最高点が87.7点、最低点が60.8点となり、平均は75.0点と昨年の平均点74.3点を0.7ポイントほど上回っているが、検査の件数自体がまだ少ないため、数値に特段の変化はないと考えられる。

以上が令和4年度上半期入札及び検査執行状況となる。

なお、この執行状況については、去る10月4日に開催された、第1回入札監視委員会においても報告しており、同委員会による審議概要については、現在、取りまとめを進めているところであるが、まとまり次第沼田市ホームページにおいて公開を予定している。

以上、よろしく願います。

委員長：報告、感謝する。

それでは、質疑に移りたいと思う。

令和4年度上半期入札及び検査の執行状況について報告があったので、質疑を受ける。

(挙手者なし)

委員長：質疑がないようなので、契約検査課所管事項に対しての調査事項並びに意見等があったら願います。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようなので、契約検査課を終了する。契約検査課長、ご苦労さまでした。

(契約検査課長退席)

#### ⑦利根支所

委員長：それでは、利根支所所管事項に移りたいと思う。利根支所長、願います。

利根支所長：利根支所の所管事項について報告させていただきます。

それでは、1、利根支所庁舎について説明させていただきます。

なお、9月議会に伴い、報告が10月になったがご容赦いただきたいと思う。

では、別冊の資料になるが、順を追って説明する。資料1をご覧いただきたい。

利根支所庁舎の解体工事と新庁舎計画の概要について説明する。

まず解体についてであるが、6月の補正予算で議決をいただき、早々に解体に向けて準備を進め、現在、解体工事に着手している。

執行方法であるが、公募型プロポーザル方式による設計施工一体型で進め、6月20日に実施要領等をホームページに掲載、審査や契約交渉を経て9月5日に契約を締結した。

請負業者は萬屋建設株式会社、株式会社小島設計による利根支所庁舎解体工事

特定建設工事共同企業体によるもので、契約金額は1億2,980万円、工期は9月5日より来年3月20日までとさせていただきます。

庁舎解体に伴い大型重機等が稼働するため、周辺地域への周知、解体作業エリア確保に伴い駐車スペースなどを制限する必要があるため、業者との打合せのほか、とね学童クラブ等利用者の打合せなども行ってきた。

新庁舎の関係については後ほど触れたいと思う。

続いて資料2をご覧ください。

利根町の皆様に対してであるが、工事のお知らせと、資料3、裏側になるが、駐車場所などについて回覧により周知した。

ここからは、解体工事について具体的に説明する。資料4をご覧ください。

庁舎を真上から見たときの写真になる。中央付近が解体する庁舎になるが、来庁者や学童等が使用しているため、安全確保が必要となる。

区分けであるが、青い線の位置が仮囲い位置で、利用スペースが区切られる位置となる。庁舎を囲った赤い線であるが、庁舎南側、崖地側になるが、解体足場及び防音シートになる。

解体の手順であるが、庁舎内の残置物などの撤去後、庁舎正面側から解体が行われるようになる。

来庁者の駐車場については、12台ほど確保した。

次に資料5をご覧ください。具体的な仮囲い等のイメージになる。

上の写真が敷地入口付近からの庁舎を見たイメージになる。左下の写真が駐車スペースなどを配置したイメージになる。右下の写真であるが、来庁者にはご不便をかけることになるが、利根支所仮庁舎となっている利根若者定住センターまでの通路となる。特に冬期間が問題で、雪を片付けるスペースも制限されるため、現状に応じた対応をいろいろと考えていきたいと思っている。

次に資料6をご覧ください。庁舎敷地の外周になる。

上の写真3枚が崖地側の状況になるが、高い所では構造物の高さが約5mほどある。写真に示された赤と黄色の線であるが、赤が建物基礎が埋まっていると思われる推定位置、黄色の線がベタコンと書いてあるが、基礎を乗せるためにしっかりと地山に密着するよう調整で打たれた調整用のコンクリートとなる。その推定位置ということで、線で明示させていただいた。

実際はもっと深くまで打設されている可能性もあり、現場状況に応じて、どこまで解体できるかを今後判断していくこととなると思う。

下の写真3枚が、崖地側の構造物から庁舎までの距離と基礎までの距離を示したものになる。構造物から庁舎基礎までの距離はなく、高く積み上げられた敷地周りのブロック積は解体に合わせ敷地側の掘削を伴う。盛られていた部分の土がなくなるとちょっとした外圧により転倒の恐れもあり、工事には慎重を要し、様々な判断が求められる作業と思われる。

次に資料7をご覧ください。庁舎南東側の写真になるが、こちらは地下に書庫やボイラー室が配置されており、地中深くから建設されているため、ここでも周囲の構造物への影響が考えられるため解体には慎重を要すると思われる。

次に資料8をご覧ください。図面では非常に分かりにくいと思うが、基礎を含めた庁舎の骨格になる。

左の図面が基礎部分を平面的に見たものになる。青く着色し赤い線で囲われた四角が崖地側の基礎になるが、外周構造物と基礎が接近しているため、深く掘削すると構造物倒壊の恐れもある。建物は全て解体することとしているが、基礎を

乗せるために打設したコンクリートについては、掘り進めてみないと判断がつかないような状況になっている。

右側の図面が庁舎を縦の断面方向で見たものになる。左下の青い四角の中の青が建物基礎で赤がベタコンというものになる。図面には深さが示してあるが、ベタコンについては現地状況に応じて打設されたものであり、正式な大きさは掘ってみないと分からないという状況である。

右側の図面であるが、場合によっては敷地のブロック積倒壊を防ぐため、地下室も部分的に残さざるを得ないということになっていくと思われる。

次に資料9をご覧ください。解体工事の工程表になる。

大まかな工事の流れであるが、仮設後徹底的な分別を行うため、建物内の残置物、机やロッカーなど、例えば折りたたみの椅子も含め、ソファなど、細かく分解し、木なら木、鉄なら鉄で素材ごとに分別され搬出されることになる。

また、蛍光灯やその配線、サッシなども細かく分別される。

続いて駆体の解体になるが、雪の状況などで左右するが、年度いっぱいかかる見込みとなっている。ただし、冬の解体は様々な支障が生じるので業者さんの方でもできるだけ駆け足で進めたいということで打合せの方をしている。

次に新庁舎計画について説明させていただく。

新庁舎の関係については、解体工事の補正予算と一緒に6月の補正予算で新庁舎の設計業務委託料を計上させていただいた。

この設計業務については、建築住宅課へ依頼しており発注に向けて準備が進められている。

資料1に戻っていただきたいと思う。下の方の2、利根支所庁舎計画についてになる。

下段に記載したが、現在、10月13日に設計の委託業者が決まる予定である。

次に大変お手数であるが、資料10をご覧ください。

新庁舎の計画位置をどのように考えていくかということであるが、敷地が崖地であることからいろいろなことが建築の制限に関わってくると思われる。予定位置は崖地から極力離すことで配置し、正式には地質調査などを行わないと細かなことは分からないが、赤の斜線位置を想定している。

斜線部分の面積であるが、概ね600平方メートルとなっているので、参考にご覧いただければと思う。

次に、資料11をご覧ください。利根支所の土地の関係になる。資料は利根支所の航空写真になるが、黄色く囲った部分が現在借地となっている。利根支所の敷地は約5,300平方メートルで、借地は703.5平方メートルである。この借地であるが、庁舎建設当時から40年以上借地として扱ってきているが、今後新庁舎を計画していく上で整理していく必要があるので、委員の皆様のご理解をいただきながら購入を考えていきたいと思っている。

なお、一番大きな黄色く囲った土地には、既存の倉庫及び車庫がある。こちらは、消防の指令車や交通指導車、防災用の発電機、照明器具、その他の物品などが保管されているため、倉庫は引き続き使用することで現在考えている。

次に資料12をご覧ください。

借地は4筆、地権者は1名、4筆の面積は先ほど申し上げたが、703.5平方メートル、年額の賃借料であるが、48万6,600円で契約している。

購入を検討していく中で根拠が必要となるので、6月の補正予算に鑑定委託料を計上させていただき、鑑定結果が報告されたところである。借地4筆合計で、

買い上げた場合であるが、鑑定結果の方は710万円ということで金額が示された。参考に現在の借地料に換算すると、14年と6か月分の金額になる。

この鑑定額を基に地権者と交渉を行いたいと考えている。用地購入のタイミングであるが、購入にご理解をいただいた中で用地交渉を行い、交渉が成立すれば新年度予算に計上したいと思っている。

最後に資料13になる。こちらは利根支所庁舎の解体から新庁舎建築までの概略のスケジュールになる。

黒塗りの部分が主に関連する期間となる。

1段目が、既に決定しているが、プロポーザル審査委員会になる。

2段目が、既に着工しているが、庁舎の解体工事になる。

3段目が、新庁舎の建築設計業務になる。

4段目が、新庁舎の建築工事予定となる。

新庁舎の設計業務には地盤調査を伴うが、庁舎の解体が進まないと調査自体が行えないため、設計が整うのは来年3月末くらいになるということで、現時点では新庁舎予算の計上を令和5年度の補正予算に計上することで予定していきたいと考えている。

また、解体業者には地盤調査のことを伝えており、調整できることは極力調整する方向で協力いただくことで打合せの方は済んでいる。

やはり、冬期中の工程が大きく影響すると思われる。

最後に、新庁舎計画に関しての地元説明についてであるが、概ねの設計レイアウトができた時点で説明する予定でいる。

まずは年内に利根町の区長さんと意見交換を行い、その後、できるだけ早い段階で利根町の皆さんを対象に説明会を開催したいと考えている。

大変長くなったが、利根支所からは以上である。よろしく願います。

委員長：丁寧なる資料と説明に感謝する。

利根支所庁舎について報告があったので、質疑を受ける。

青木委員。

青木委員：今、委員長からもあったが、とても分かりやすい資料、これは支所長が作られたのか。すばらしいな、と思って感激しているのであるが。

そもそもの質疑であるが、これは利根支所が解体から建設から、所管としてやられるのか。本来は都市建設部がやるのだと思うが。そもそものところであるので、ちょっとお聞かせいただきたいと思う。

利根支所長：青木委員のご質疑にお答え申し上げます。

利根支所で所管しているのか、ということであるが、解体に関しては全て利根支所の方で、プロポーザル設置委員会から始め、現在の工事はこちらの方で担当し、現在進めている。

解体の関係については、関係部局の意見も伺いながら利根支所で進めている。

青木委員：建設についてはまた別かどうかということ、利根支所長か、利根支所の元々の運営をする責任者であると思うのだが、それをやりながらこの解体まで所管されるというのが、素朴に大変なのではないかと。都市建設部があれば、本来そこがやるべきことではないかな、と思うのだが、それを支所長に聞くのが適切かは分からないが、よろしく願います。

利根支所長：解体の方に関しては、やはり職員が技術的な部分分からないことも多くある。今、利根支所に配置されている職員は数名であるが、その中で技術経験者等もいない中で、自分の方で経験してきた経過もあるということで、職員に教え

ながら、協力し合いながら解体の方は進めている。

新庁舎の関係に関しては、当然沼田市の組織をもつての今後の計画ということになっていくと思われるので、現在お答えしている内容というものが、利根支所については今後コミュニティ化ということで、コミュニティ機能に窓口機能も備えた形で住民にサービスの低下を極力招かないようにということで進めている中で、面積も正式に確定はしていないのであるが、その窓口機能も付け加えてどのくらいの面積が必要だろうということで、現在の計画位置で、概ね約600平方メートルであるが、その面積で関係部署の意見を聞きながら現在準備の方を進めている状況である。

青木委員：ということはそこまで、実際に着工する場合は都市建設部の方で所管される、ということか。

利根支所長：言葉が足らず、申し訳ない。

新庁舎の方の関係に関しては、専門の部署で、利根支所から依頼をして執行してもらおう、という形で、まず今年度新庁舎の設計をこれから計画を進めて組んでいくのであるが、これについては建築住宅課が窓口で、知識を活かして設計に反映させていくということで現在準備を進めており、設計ができれば金額が出てくるので、その金額をもって予算化、執行に関しては建築住宅課の方でお世話になる予定で考えている。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようなので、利根支所について何か調査事項、または意見があったら願います。

(「ありません」の声あり)

委員長：それでは、利根支所を終了する。利根支所長、ご苦労さまでした。

(利根支所長退席)

委員長：それでは、総務部の所管課については終了したので、総務部全般についての意見、それから調査事項等について願います。

副委員長、もう一度願います。先ほどの件について。

副委員長：再度ということなので。

FM-OZEに関して、電源に関して、現在、ラジオを配付し緊急性があるよ、と、重要なところであると思うのだが、テラスが停電してしまうと、先ほどから話をしているが、これはFM-OZEから聞いたのであるが、ポータブル発電機2台を表に出してエンジンをかけて、それを放送設備機器が2セットくらいあるらしいが、その2セットに電源を供給してやるという状況らしい。

FM-OZEの要望でもあるが、テラスには大きな発電機が入っていて、庁舎全体、全部ではないが、非常用発電機で商用電源が切れた時にはバックアップで発電し、電源を供給することになっているのだが、その一部としてFM-OZEの電源をバックアップできるような要望を当委員会として、総務部の地域安全課の方に出せばな、と思っている。提案である。

委員長：各委員の意見をお聞きしたいと思う。

星野委員。

星野委員：庁舎の関係で、当然この発電機を持っているわけであろう。それを聞きたい。庁舎自体が停電の場合について、その関係について分かるか。

委員長：関連するので、本来であれば委員間の意見交換の場であるが、部長、今のは分かるか。

総務部長：手元に資料がないので申し訳ないが、停電時には72時間、確か電源が確保できるような、そういう体制にはなっているというようなことは伺っている。

ただ、FM-OZEにその発電機自体があるかというのは申し訳ないが把握していない。

星野委員：普通だと、そういった発電機を持っていることは大体多いのだと思うが、もしあるとすれば、それは活用できるような方法でFM-OZEと話し合い、FM-OZEも業者である。企業であろう。その辺の話をよく詰めないと、委員会でどうのこうというか、市の関係、FM-OZEでどういうふうになっているか分からないが、それをはっきりさせないと。委員会でもちょっとその辺を調査できればと思う。

委員長：ちょっと整理すると、副委員長が専門であるから分かると思うのであるが、要するにFM-OZEが自分で非常用電源を持たなければいけない状況になっているということであるか。それを沼田市の非常電源で補ってもらいたいと、それをおっしゃっているわけであるか。

副委員長：テラスには、大きい発電機が入っている。常設で入っている。東電側の電気が切れた時に発電機が自動的に立ち上がって電源を供給するシステムになっている。それが全部ではないのだが、照明だとか、全部のコンセントとかではなく非常時に必要な部分に関してである。そういう理論から言うと、FM-OZEもこれが必要であって、自分が議員になりたての頃からずっと言っているのであるが、要は発電機に切り替わらない電源しかFM-OZEには行っていない。今言っているのは、発電機に切り替わる電源にしていきたいという要望を上げたらどうかという提案をさせていただいている。

星野委員：FM-OZEから行政の方に申し込むとかしてもらった方が良いと思う。我々の委員会は、それからだと思う。

副委員長：要望書等も実は上げていて、FM-OZEの千明氏と当時横山市長にお願いをしに伺っている。そういう状況で、ちょっと財政的に厳しいから待ってくれ、というお話はいただいている、なかなか先に進まないのでも委員会として要望書を上げれば前に進むのかな、というところがあったので、発言をさせていただいた。

金子委員：財政課がこの庁舎を所管しているが、財政課の方で72時間停電時は電気を送れるシステムを持っているのだと。そして、それをFM-OZEには繋がらない状況だから、繋げるには何が必要なのか、いくらくらいかかるのか。

副委員長：電源のケーブルを張り替えるか、本当は耐火電線にするべきであるが、本当はしなければいけないのだが、それを耐火ケーブルに替えるのと、今繋がっているところを繋ぎ替えるだけであるので、図面を見なければ何とも言えないが、100万円とか200万円とか、そういう単位だと思う。

金子委員：そうすると、ポータブル発電機というのは必要ないので、線を繋げれば良い話であるので、そうなってくると、財政課との問題であると思う。地域安全課とかではなくて。

常設してある72時間の発電機の配線を変えて、FM-OZEも使えるようにできないかという話であるか。それで今分かったが、部長も分かったと思うが。部長を巻き込んで良いか。

総務部長：テラスにある非常用の電源は設置されているので、繋ぐためにはその接続を替えれば、ケーブルを替えれば、とのことか。で、それを、ということによろし

いのか。

ただ、ちょっと心配であるのが、一番心配なのが、この庁舎の72時間の電源確保というのは本部というか、ここから様々な情報を発信しなければならないための非常用の電源ということであるので、それを例えば確かにFM-OZEの緊急情報というのは発信していただかなければならない情報だとは思いますが、その情報だけに、例えば電源が落ちてしまった時にこの72時間のうちに復旧できなかった場合には、当然電源が消耗していくので、その辺が心配なところであることは自分的には心配なところである。

星野委員：冷静に考えなければならないのが、片方は会社、企業。こちらは公。その辺はどう考えているのか。市役所とFM-OZEをごちゃごちゃにしてしまうのではなく、その辺をはっきりさせる必要がある。

金子委員：先ほどの地域安全課での質疑の中でもあったように、FM-OZEと沼田市は災害時の協定を締結している。災害が起きた時にはFM-OZEに仕事をしてくださいというのが沼田市との協定である。そうすると、エネルギーをこちらの対策本部の方で使うからと保持するのも大事であるが、その協定に基づいてまず市民に情報を発信してもらおうという、そちらが優先されるべきだと私は思う。

よって、その費用がどれだけかかるのかは早急に算出し、私はその72時間の設備、緊急電源はFM-OZEにも接続すべきだと私は思う。

副委員長：技術的な話になってしまうが発電機容量的には余裕である。計算したので。発電機回路でも余っている電源盤もたくさんある。前にも言ったがFM-OZEのすぐ南側のEPSにも一つも負荷がぶら下がっていない、発電機商用電源盤があるし。容量に関してはちゃんと設計事務所とか、ここの電気を管理されている方に計算していただかないと最終的には結果が出せないと思うが、発電機容量的には問題がなく、災害時に負荷がどれだけぶら下がるかというのも想定でしかない話である。その中で、FM-OZEに発電機回路を供給するよという時には、星野委員がおっしゃったが、FM-OZEもテナントなので、その発電機回路がプラスになるという時には、そのテナント料を上げたらどうかなというのも一案としてある。テナントであるのでそこはそうようにして、実際問題、先ほど部長がおっしゃったように、FM-OZEが自分で非常用電源を持たなければならないのか、というようなことをおっしゃっていたが、それも多分あるのだと思うが、その辺も詳しくないのでよく分からないのであるが、それでポータブル発電機も持っているのだと思うのだが、地域安全課長と話をした時に、レスポンスよく切り替わりができて、放送を切れ間なく送れるというのがやはり緊急告知ラジオを100パーセントにしようと言ってる中で必要なことであるので。これをやっておかないと、実際問題災害が起きた時に障害が出ると思う。

よって、委員会として要望を上げるというのは自分的には必要かなと思う。

委員長：委員長としてよろしいか。

本日この問題の結論を出すというのはちょっと難しいと思うので、まず、当局の方には調査事項として、市の非常用電源からFM-OZEに非常時に電源を供給した場合の問題点、それを洗い出していただくと。それから、副委員長から話があったように、FM-OZEから要望書が出ているということであるので、その要望書を次回委員会に提出していただいて、その辺で再度判断したいと思うがよろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：そうすれば、当局の方で課題と言うか問題として、もし供給する場合の工事費

用等も出していただきたいと思う。

そういうことでよろしいか。

星野委員：ちょっと、知恵をお願いしたいと思う。知恵。まるごと金を出さなくてもできる方法があるとすればであるが、緊急なのでそういうものが国の施策であるかもしれない。発電機の。それも含めて当局はFM-OZEとよく話し合っ

委員長：次回、当局から、非常用電源をFM-OZEに供給した場合の問題点と、供給する場合の工事費等の概算、それと副委員長からFM-OZEから要望書が上がっているとの話があったが、これをできれば出していただいて、その辺を検討材料として、次回に当委員会としてどうするかということを決めるということよろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：そのほかに総務部所管について何か調査課題、または意見はあるか。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは総務部を終了する。

回りの委員会の予定を事務局より願います。

事務局：次回委員会について申し上げます。

回りの委員会については、11月9日水曜日、午後1時30分からこちら第2委員会室にて開催ということよろしく願いたいと思う。

なお、11月の委員会については、総務部から教育部の順ということ願いたい。

委員長：それでは、総務部を終了する。総務部長、総務課長、ご苦労さまでした。

(総務部長、総務課長退席)

#### ウ 調査事項検討等・意見交換

委員長：当常任委員会の回りの調査事項等を確認したいと思うので、事務局より願います。

事務局：本日、調査事項について出たものについて確認をさせていただきたいと思う。

まず1点目については、学校教育課の関係である。これも引き続きの事項ということであるが、沼田小学校における事故のその後の経過について、ということで、これは何回も出しているが、このままでよろしいか。

(「はい」の声あり)

事務局：それともう一つが、読書のことに関して、子供の読書のことに関してであり、まず、県や全国との比較の資料について。それと、読書の習慣がついていない児童生徒の割合について。それと、それを踏まえた当局の見解は、ということで、その3点があった。

続いて、先ほどあった総務部の関係であるが、FM-OZEの電源供給のことである。FM-OZEに災害時の電源の供給をする場合の問題点と概算費用について。それと、FM-OZEの要望書の内容について、ということよろしかったか。

(「はい」の声あり)

事務局：調査事項については以上である。

委員長：今、事務局から報告があったが、よろしいか。

(挙手者なし)

委員長：それでは、調査事項については以上とする。

エ 今後の日程について

委員長：それでは、今後のスケジュールについて事務局から願います。

事務局：今後の日程について確認させていただきたいと思う。

次回の委員会については、先ほど申し上げたとおり、11月9日水曜日、午後1時30分からということでご準備をお願いしたいと思う。

10月からの今後のスケジュールについてであるが、17日月曜日、午後2時30分から、広域圏定例議員協議会ということで、こちらは委員長、副議長をお願いしたい。

11月14日であるが、午後3時よりまた広域圏定例議員協議会が予定されている。

19日土曜日であるが、午前9時より子ども議会ということでこちらで開催となる。傍聴等はできると思うので、よろしく願います。

22日火曜日、広域圏議会定例会ということで、こちらについても委員長、副議長にお出ましをいただく予定である。

29日火曜日、令和4年第5回定例会告示ということで、いよいよ12月定例会の告示となる。

30日正午で一般質問通告期限となるので、ご準備される方はこれまでに願いたいと思う。

12月1日木曜日、午後1時30分より議会運営委員会を予定しているので、該当委員の方は別途通知がなされるのでご出席を願います。

6日火曜日、午前10時より12月定例会が開会予定であるので、ご準備を願います。

日程についての確認は以上であるが、1点願いがあがる。

先般、ラインワークスでもお知らせしたが、青少年育成相談センターの講演をいただいた際の所感について、ご提出いただいている方についてはご提出をお願いしたい。よろしく願います。

事務局の方からは以上である。

委員長：ただいま事務局より今後のスケジュールについて説明があったので、よろしく願います。

(4) 閉 会 (委員長)

委員長：それでは以上をもって本日の総務文教常任委員会を終了する。

大変お疲れさまでした。

以上